

国民健康保険税の計算方法

(2021年度改正版)

地方税法等における給与所得控除等の見直しによる国民健康保険法施行令並びに町国保条例の改正に伴い、令和3年度の国保税の計算方法は下記のとおりとなります。

国保税は、国保に加入した月（前の健康保険を抜けた月など実際に異動が生じた月）から計算します。世帯の国保加入者一人一人について算出した合計額がその世帯の年税額となり、納税義務者である世帯主名で通知します。

医療分	所得割	課税標準所得（前年中）×6.8%	賦課限度額 63万円
	資産割	固定資産税額（本年度）×40.0%	
	均等割	一人あたり 27,000円	
	平等割	一世帯あたり 35,000円 (特定世帯 17,500円) (特定継続世帯 26,250円)	
後期高齢者支援分	所得割	課税標準所得（前年中）×2.5%	賦課限度額 19万円
	資産割	固定資産税額（本年度）×10.0%	
	均等割	一人あたり 7,200円	
	平等割	一世帯あたり 9,300円 (特定世帯 4,650円) (特定継続世帯 6,975円)	
介護分 (40歳から64歳の人)	所得割	課税標準所得（前年中）×1.5%	賦課限度額 17万円
	資産割	固定資産税額（本年度）×10.0%	
	均等割	一人あたり 12,100円	
	平等割	一世帯あたり 6,800円	

※課税標準所得とは、所得から43万円を控除した額をいいます。

軽減(減額)世帯について

国保税は、世帯の所得や加入者数によって均等割や平等割が次のように軽減されます。ただし、所得が一定以上の場合や、未申告者がいる世帯の場合は軽減措置がありません。

7割軽減世帯	世帯の合計所得が、43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数※ ₁ - 1) 以下の場合
5割軽減世帯	世帯の合計所得が、43万円 + (28万5千円 × 被保険者数※ ₂) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合
2割軽減世帯	世帯の合計所得が、43万円 + (52万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下の場合

※1 給与所得者等の数とは、下記に該当する者の合計数です。

- ・給与等の収入が50万円を超える者。
- ・65歳未満で公的年金等の収入額が60万円を超える者。
- ・65歳以上で公的年金等の収入額が110万円を超える者。

※但し東北町国民健康保険税条例 附則第9項の改正により特例として当分の間125万円となります。

※2 被保険者数等とは、国保加入者と国保から後期高齢者に移行した旧加入者の合計数です。